

鹿屋体育大学スポーツパフォーマンス研究センター規則

〔平成30年3月29日〕
規 則 第 14 号

改正 平成30年11月15日
規 則 第 42 号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学通則（平成16年規則第1号）第35条第2項の規定に基づき、鹿屋体育大学スポーツパフォーマンス研究センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、競技力向上を中心としたスポーツパフォーマンス研究を推進することを目的とする。

(組織)

第3条 センターにセンター長を置く。

2 センターに次の職員を置くことができる。

(1) 教授、准教授、講師又は助教

(2) その他学長が必要と認める者

3 センター長は、本学の教授又は准教授をもって充てる。

4 センター長は、センターの管理運営に関する業務を掌理する。

5 センター長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

6 第2項に定める職員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

7 センターに、センターの運営に関する具体的事項を協議するため、第1項及び第2項の職員で構成するセンター会議を置く。

(委員会)

第4条 センターの運営に関する重要な事項については鹿屋体育大学常任委員会等規則（平成16年規則第12号）第3条に定める学術情報・産学連携委員会において審議する。

(スポーツパフォーマンス研究センター協力者会議)

第5条 センターが行う研究に関して、専門的知識を有する学識経験者及び競技経験者から意見を求めるため、スポーツパフォーマンス研究センター協力者会議（以下「協力者会議」という。）を開催する。

2 協力者会議に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 センターに関する事務は、学術図書情報課において処理する。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行後、最初に任命される第3条第2項の職員の任期は、同条第6項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。
- 3 鹿屋体育大学スポーツパフォーマンス研究棟竣工披露事業実行委員会要項（平成27年2月17日学長裁定）及び鹿屋体育大学スポーツパフォーマンス研究棟運営委員会要項（平成27年2月17日学長裁定）は、廃止する。

附 則（平30.11.15規則第42号）

この規則は、平成30年11月15日から施行する。